

事務連絡  
令和5年8月8日

各地方整備局 地域道路課長 殿  
道路工事課長 殿  
道路管理課長 殿  
都市(・住宅)整備課長 殿

北海道開発局 地方整備課 地域事業管理官 殿  
道路建設課 課長補佐 殿  
道路維持課 課長補佐 殿  
都市住宅課 都市事業管理官 殿

沖縄総合事務局 道路建設課長 殿  
建設工務室長 殿  
道路管理課長 殿  
建設産業・地方整備課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐  
環境安全・防災課 課長補佐  
都市局 街路交通施設課 企画専門官

#### 道路橋工事の床版防水工における床版防水層の設計・施工について

道路橋示方書には、「アスファルト舗装とする場合は、橋面より浸入した雨水等が床版内部に浸透しないように防水層等を設けなければならない」と規定されており、この防水層（以下、床版防水層という）の設計・施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧」（日本道路協会、平成19年3月）を参考に実施されているところである。

新設工事および補修工事での床版防水層の設計にあたっては、これを参考に、個々の現場の施工条件等に適合する床版の防水を目的として設ける床版防水層を選定しているところであるが、今般、会計検査院より、床版防水層の設計に当たっては、設計条件等を検討したうえで、特段の理由がない場合において要求性能を満たす床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性の検討を行い、最も経済的な床版防水層を選定する必要があるとの指摘を受けたところである。

今後、道路橋における床版防水層の選定にあたっては、床版の状況や施工条件等を考慮したうえで、最も経済的な床版防水層となるよう、下記の点に留意されたい。

## 記

1. 新設および舗装補修工事において施工する床版防水層の設計は、床版の状況、作業時期や作業スペースの制約などの施工条件に適合したものとし、以下の条件を満足するものの中から、特段の理由がない場合において、床版防水層の候補が複数となる場合は、経済性を比較検討して最も経済的な材料を選定すること。
  - (1) 道路橋床版防水便覧の表-4.2.1 にある基本照査と要領類の確認を満足するものとする。
  - (2) 施工条件に応じて実施する追加照査を同表より適宜選定し、選定した照査項目は満足するものとする。
2. 設計段階で考慮できなかった設計条件について、施工段階で判明し、設計条件が見直しとなる場合も前述の条件を満足することを必ず確認すること。

以上